

安全作業と注意・厳守事項(安全衛生教育/個別記録)

業務従事の安全について該当従事者全員への注意と厳守事項について通知・教育いたします。
本文を確認いただき安全について教育、注意・厳守事項を遵守いただく方を当社作業を許可いたします。下記事項を全文確認いただき承諾された方は氏名・捺印をして下さい。

【構内および作業の注意・厳守事項】

1	就業規則を厳守する。
2	勤務については勤務計画と勤務(設定時間)で勤務管理する。「自己の都合は認めない」
3	構内範囲は会社出入り口から構内全域が作業場です。
4	作業従事される方は作業服、安全靴、手袋を着用する。
5	業務については就業時間内の義務であり時間外の出入りはしない。
6	事故防止(安全確保)のため、下記事項は徹底と禁止事項とする。 ・階段・スロープでの転倒・落下・サンドピクシューターとの接触・衝突等を注意する。 ・高いところからの飛び降り行為禁止。 ・構内段差、郊外段差のあるところの足元を確認し転倒等を注意する。 ・車の乗り降り時の安全確認徹底と飛び降り禁止。 ・基準以上の重量物を取り扱う場合、二人以上で作業を行う。 ・集約中の荷下しを手伝う場合、勝手にトラック荷台の装置に触らない。 ・荷下し作業の場合、手を挟まないようにする。 ・台車・カゴ車を押して移動する場合、他の荷物等に接触しないようにする。 ・台車・カゴ車を置く場合、ホームから転落しないようにする。 ・台車・カゴ車の移動の場合、床面コンクリートの剥がれ凸凹に注意する。 ・極度の不良台車はなるべく使用しない。 ・台車を使用して作業する場合、両手で台車作業を行う。(片手作業は厳禁) ・台車を背中(腰)にあてて動かなさい。 ・台車の牽引は台車の斜め前に立ち、引っ張って牽引する。 ・リフト乗務はリフト免許所有者のみ使用と業務を許可する。 ・リフト業務はヘルメット着用と作業基準を厳守しスピードは概ね10Km/hとする。 ・リフト作業者は前後・左右の安全確認を徹底し安全作業を実施する。 ・構内作業者はリフトの近くで作業を行わない、行う場合は細心の注意をする。 ・リフトが各人の近くにいる場合は安全確認するとともに距離をあげ危険を回避する。 ・リフトは原則バック走行で運転する。 ・リフトの爪が荷物・建物・人に接触しないようにする。 ・リフトの爪に乗らない。 ・死角となる場所から移動する場合、周りを確認し飛び出さない。 ・大量の荷物が流れてきた場合、コンベアの下に頭を置かないようにする。 ・コンベアを畳む場合、手を挟まないように注意する。 ・トイレや休憩に行く場合、トラックの通行の妨げにならないようにする。 ・入口自動販売機の前で食事をしないようにする。 ・構内において車両が24時間出入りしており車の動きに注意し、近寄らない。
7	業務が終了したら速やかに勤務完了し退出、帰宅後身体を休め睡眠時間を確保する。

- ※ 業務における作業従事者への上記について株式会社カISTA98にて指導・教育。
 ※ 教育実施者および教育を受けた方は下記へ氏名記載・押印のこと。
 ※ 本書は株式会社カISTA98で保管・管理する。

【教育実施者】 株式会社カISTA98

氏名 _____

【指導・確認日】 令和 年 月 日

【教育を受けた方】 所属 _____

氏名 _____